

## 音楽ホールに係るこれまでの経緯

# 1. 仙台市の文化芸術のあゆみ

本市の文化芸術のこれまでの歩み、現在の状況について、音楽・舞台芸術分野を中心に記載する。

## (1) 楽都仙台



◎ (公社) 定禅寺ジャズフェスティバル協会

仙台市では、平成7年に「若い音楽家のためのチャイコフスキー国際コンクール1995・仙台」を開催。この頃から本市では、音楽の盛んなまちを指す「楽都」の呼称を使用し始めた。

「仙台国際音楽コンクール」「仙台クラシックフェスティバル」など音楽文化振興の取り組み、プロオーケストラとして地域に根差した演奏活動を行う仙台フィルハーモニー管弦楽団、「定禅寺ストリートジャズフェスティバル」「とっておきの音楽祭」「仙台ゴスペル・フェスティバル」などの街なかを舞台とした市民主体の大型イベントが、仙台に魅力と活力をもたらしている。また、合唱・オーケストラ・オペラ・ミュージカル・吹奏楽など市民文化団体の活動も盛んに行われている。

こうした官民双方による音楽文化の充実を踏まえ、本市では「楽都仙台」を都市個性の1つとして掲げている。

### 【本市の音楽振興の主な取り組み】

#### ●仙台国際音楽コンクール

- ・平成13年に仙台開府400年を記念して創設。
- ・若い音楽家の輩出により、世界の音楽文化の振興と国際的文化交流の推進に寄与することを目的とする。
- ・ヴァイオリン、ピアノの2部門で3年ごとに開催。
- ・協奏曲に重点を置き、オーケストラとの共演が多いことが特徴。
- ・世界で数々のコンクールに携わる審査委員や運営委員より、世界のトップクラスに位置するという評価を得ている。



●仙台クラシックフェスティバル

- ・クラシック音楽の普及と聴衆の拡大を目的に、平成18年より毎年秋に開催。
- ・期間中は、市内複数のホール施設、地下鉄駅などで多数のコンサートが展開される。

●仙台ジュニアオーケストラ

- ・平成2年発足。小学5年生から高校2年生の約100名で構成。
- ・仙台フィルの楽団員による指導のもと、年2回の演奏会を軸に活動。
- ・プロの演奏家が指導するジュニアオーケストラとして全国の先駆けとなった。

●オペラ「遠い帆」

- ・郷土の偉人・支倉常長を題材とした創作オペラ。
- ・市民参加型オペラとして平成10～12年に仙台・東京で公演。
- ・震災後の平成25年・26年にも仙台・東京で再演。



【市民主体の大型イベント】

●定禅寺ストリートジャズフェスティバル

- ・平成3年に初開催。主催は（公社）定禅寺ストリートジャズフェスティバル協会。
- ・仙台の秋の風物詩として市民に愛され、全国的にも高い知名度を持つ野外フェスティバル。
- ・プロ、アマ、年齢などの制限はなく、国内外から多様なジャンルの演奏家が参加。
- ・市民とボランティアが中心となった大型イベントとして、全国の先駆けと言える存在。

●とっておきの音楽祭

- ・障害のある人もない人も一緒に音楽を楽しむ心のバリアフリーを目指す野外音楽イベント。
- ・平成13年に初開催。主催はNPO法人とっておきの音楽祭。
- ・仙台で生まれた当音楽祭は全国に広がりを見せ、これまで20ヶ所以上の都市でとっておきの音楽祭が開催されている。

●仙台ゴスペル・フェスティバル

- ・平成14年に初開催。主催は仙台ゴスペル・フェスティバル実行委員会。
- ・「歌声」を軸に据えた市民参加型の野外フェスティバル。
- ・ゴスペルを中心に、様々なジャンルの歌唱グループが全国から参加する。

【仙台フィルハーモニー管弦楽団】

- ・昭和48年に市民オーケストラ「宮城フィルハーモニー管弦楽団」として誕生。
- ・平成元年に「仙台フィルハーモニー管弦楽団」に改称。平成4年に財団法人化（現在は公益財団法人）。
- ・年間9回18公演の定期演奏会や小中学生を対象とした音楽鑑賞会など、年間100回を超える演奏会を実施。楽都仙台の音楽文化のベースを押し上げる役割を果たしている。

**参考** 仙台市青年文化センター（日立システムズホール仙台）（青葉区旭ヶ丘）

・802席のコンサートホールを有し、仙台国際音楽コンクール、仙台クラシックフェスティバル、仙台フィルハーモニー管弦楽団定期演奏会の会場となるなど、本市の「楽都仙台」の取り組みの中心拠点。

**参考** (公財)仙台市市民文化事業団

・仙台国際音楽コンクール、仙台クラシックフェスティバルをはじめとする「楽都」事業、後述する「劇都」事業、市民の文化活動の支援など、本市の文化芸術施策の中核を担う。  
・青年文化センター・せんだい演劇工房 10-B0X・せんだいメディアテーク・仙台文学館等の管理運営も行う。

## (2) 劇都仙台



仙台では、ピーク期である平成11年には市内の劇団数が80を超えるなど、演劇や舞踊などの舞台芸術活動も盛んである。

平成14年に開館した「せんだい演劇工房 10-B0X（若林区卸町）」は、作品の創作から発信までの一連の過程を創作者の目線に立った柔軟な運営で支える施設として、舞台芸術関係者の間では全国的な知名度を有する。当施設が核となり、市内外の舞台芸術関係者間にネットワークが形成されており、豊富な人材が本市のまちづくりの貴重な資源となっている。

本市は平成9年から「劇都」と冠した舞台芸術振興事業を行っており、現在では「楽都」と並ぶ都市個性の1つとして「劇都仙台」を標榜している。

また、仙台では伊達家歴代藩主が能楽を熱心に振興してきた歴史があり、伝統芸能の活動も盛んに行われている。本市としても毎年「市民能楽講座」を開催するなど、伝統芸能振興に取り組んでいる。

### (3) 震災復興過程における文化芸術の力の発揮



東日本大震災からの復興過程では、文化芸術が大きな力を発揮した。

発災から2週間後、仙台フィルハーモニー管弦楽団と市民有志が「音楽の力による復興センター」を設立。3月26日に見瑞寺で行われた第1回復興コンサートを皮切りに、被災地における演奏活動を継続的に実施し、その開催数は令和4年4月時点で1,000回を超えている。

また、宮城県吹奏楽連盟による「楽器 BANK」の設立（平成23年4月5日）、地元音楽家ら有志による「被災地へピアノをとどける会」の設立（平成23年6月9日）など、市民が主体となり、被災者に楽器を贈る運動も展開された。

定禅寺ストリートジャズフェスティバル、仙台クラシックフェスティバルなどの音楽イベントも休止することなく開催され、市民が日常を取り戻す一助となった。

舞台芸術の分野では、舞台人による復興支援のためのネットワーク「Art Revival Connection TOHOKU [略称：ARC>T（アルクト）]」が発足。震災後の2年間で数百回におよぶアウトリーチ活動を行うなど、中間支援組織としての役割を担ってきた。

また、市内外の劇作家、演出家、俳優、ダンサーらにより、震災を様々な視点で捉えた数多くの作品が創作された。

なお、こうした取り組みに改めて光を当てるため、令和元年度～3年度にかけて「仙台舞台芸術フォーラム2011→2021 東北」を開催し、震災後に創作された作品の再上演や記録冊子の製作、新作公演『てんとせん』の創作・発表などを行ったところである。



さらに、音楽の力による復興センター、ARC>Tなど地域の文化団体と仙台市などで実行委員会を設立し、文化庁が震災後に立ち上げた事業を受託して、子供たちのための芸術家派遣事業も行っている。当事業は令和4年度現在も継続しており、地元の人材を中心に、音楽・演劇・芸能・美術・ダンスなど幅広い分野の芸術家を、毎年100件以上の学校や保育所、幼稚園、児童館等に派遣している。

このように多様な取り組みがなされた背景には、「楽都」「劇都」として培われた人材の力がある。

震災を身をもって経験した地元文化芸術関係者らによる活動は、概して一過性でない息の長い取り組みであり、いわゆる「被災地の慰問」ととどまらず、心のケア、コミュニティの再構築、震災の記憶の継承、災害にまつわる新たな視点の提示など、多重的な役割を果たしたと言える。

実演芸術以外の分野においては、本市の美術・メディア芸術の拠点「せんだいメディアテーク（青葉区春日町）」において、「3がつ11にちをわすれないためにセンター」の開設をはじめ、「考えるテーブル」「せんだいアート・ロード・プロジェクト」など震災に関連する企画を実施。数多くのアーティスト・市民団体とも協働し、震災を経験した館として全国・世界へ届く発信を行っている。

また、本市には在住・ゆかりの文学者が多数おり、震災に影響を受けた様々な文学作品が生み出されている。これら文学関連の取り組みは「仙台文学館（青葉区北根）」において情報が集積されている。



津波被災地の震災前の暮らしや文化を再発見し、テキストや詩を通じて形にする「RE：プロジェクト」と題した取り組みも、仙台市・（公財）仙台市市民文化事業団により行われた。

#### （４）文化力を社会に活かす取り組みの広がり

多くのアーティストにとって、東日本大震災は文化芸術の存在意義を問われる事態であったが、それを乗り越えて復興過程での実践を行ってきたことが、危機的状況において果たうる文化芸術の役割を明らかにするとともに、地域の文化芸術関係者の社会に対する意識を高めることにつながった。

文化芸術で教育・福祉・まちづくりなど社会の様々な分野にアプローチする取り組みは、これまでも様々な形で行われてきたが、近年、そうした取り組みは一層の広がりを見せている。

##### 【教育との連携】

##### ●鑑賞・体験機会の拡大

・仙台フィルでは市内の小中学生を対象とした「青少年のためのオーケストラ鑑賞会」（仙台市教育委員会共催）や、0歳児から入場でき楽器体験もできる「オーケストラと遊んじゃおう」を実施。

・東日本大震災を契機に、学校、保育所、幼稚園、児童館等への芸術家派遣事業を実施。地元の人材を中心に、音楽・演劇・芸能・美術・ダンスなど幅広い分野の芸術家を、毎年100件以上派遣している。



##### ●仙台ジュニアオーケストラ（再掲）

##### ●教育現場への演劇の手法の導入

・東京オリンピック・パラリンピックにあわせて実施した「仙台市文化プログラム」の一環として、教職員らを対象とした講演・講座を開催するとともに、小学校の国語授業においてコミュニケーション能力向上などを目的とした演劇ワークショップを実施。

#### 【福祉との連携】

##### ●障害のある方の鑑賞・体験機会の拡大

・多数の車椅子席の設置や、聴覚障害のある方のための体感音響システム等の提供など、障害のある方もオーケストラの演奏を楽しめる「もりのみやこのふれあいコンサート」の実施。

・仙台市文化プログラムの一環として、創作アトリエや人形劇づくりといった、障害のある方も

ない方もともに参加できる表現の場づくりを行うほか、障害者とアートの分野で活動している様々な団体のネットワークづくりなどを行う「SHIRO Atelier & Studio」を実施。



##### ●とっておきの音楽祭（再掲）

##### ●シニア世代による演劇

・仙台市文化プログラムにおいて、市民参加の演劇プロジェクト「50歳から輝くステージ」を実施。

・平成22年に市の介護予防推進事業の一環として結成された「シニア劇団まんざら」は、市の事業終了後も活動を継続。平成27年の「全国シニア演劇大会 in 仙台」の開催にもつながった。

#### 【まちづくりへのアプローチ】

##### ●交流人口・関係人口の拡大

・定禅寺ストリートジャズフェスティバル、仙台クラシックフェスティバル等の大規模イベントには、県外からも多くの方が訪れる。また、イベントの規模を問わず、アーティスト同士、アーティストとファンの間の県境を越えた人的つながりが、交流人口・関係人口の拡大に寄与している。

##### ●文化芸術と地域との連携

・仙台クラシックフェスティバルでは長町商店街エリアと連携したキャンペーンを実施。

・街なかの飲食店を会場に朗読劇を行う「杜の都の演劇祭」の開催（平成20～29年度）。

##### ●文化芸術・クリエイティブ産業拠点づくり

・卸売業が集積する若林区卸町地区における、旧ホテルをリノベーションしたクリエイター向けシェアオフィス「TRUNK」、印刷業が集積する若林区六丁の目地区における、印刷工場を活用した市民向け創造拠点「analog」など、既存資源を活かして文化により地域に新たな活気をもたらす取り組みが行われている。

・青葉区一番町で、民設民営の寄席「魅知国定席 花座」が平成30年に開設。仙台初の常設の寄席として、地域の新たな魅力を創出している。

## 2. 国の文化政策のあり方をめぐる動向の変化

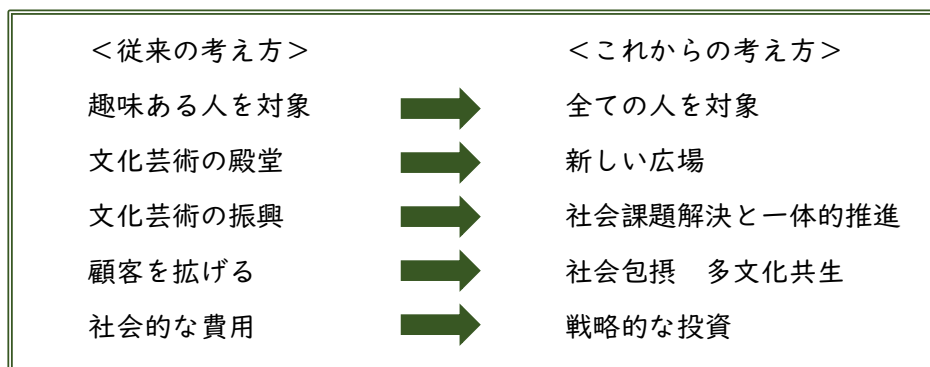
### (1) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）の成立

- 平成 24 年に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（「劇場法」）が制定され、これまで根拠法のなかった劇場・音楽堂等の役割等が法律上で明確化された。
- 同法に基づき、平成 25 年に「劇場・音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」が発出された。

■「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」における劇場、音楽堂の役割（前文より抜粋）  
※下線は引用時追記

- 劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。
- 劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。
- 現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

- これにより、劇場・音楽堂等をめぐる考え方は以下のように転換されたと言える。



### (2) 東日本大震災を契機とした文化芸術に対する認識の変化

- 文化審議会文化政策部会では、平成 24 年 9 月に「最近の情勢と今後の文化政策（提言）～東日本大震災から学ぶ、文化力による地域と日本の再生～」をとりまとめた。
- 同提言では、震災復興過程において文化芸術の果たした役割について言及されている。
- また、海外への広報発信すべき事例として、仙台フィルハーモニー管弦楽団の活動が例示されている。



## ■最近の情勢と今後の文化政策（提言）～東日本大震災から学ぶ、文化力による地域と日本の再生～（抜粋）

（震災復興過程において文化芸術の果たした役割）

- 「文化の力が被災者にとって、復興に向けて前向きに生きていく原動力となった」、「地域の民俗芸能をいち早く復興させたことが地域コミュニティの再構築につながった」、「被災文化財等の救出を通じて、「地域のたから」の有り難さを実感し、地域のアイデンティティーの意義を再認識した」等の報告がなされている。
- 文化芸術活動が震災復興の過程で果たす役割として、①日常を取り戻す契機となる、②自己のアイデンティティーと地域への帰属意識を再認識することで、復興の困難に立ち向かう心にエネルギーを充填する、③文化芸術を通じて全国の国民の心を一つにする等の効果があるとの評価が確立されつつある。

（海外への広報発信）

- （略）大震災後の日本に対する外国人の見方も良い方向に変わってきている。被災地における取組をはじめ、改めて日本の文化芸術の力を海外に発信する積極的なチャリティー、例えば、震災後の仙台フィルハーモニー管弦楽団の活動を海外の文化芸術団体も注目している。日本の文化の力を海外に発信するに当たり紹介すべき具体例の一つである。

### （3）文化芸術基本法の成立

- 我が国の文化芸術の基本的な法律として平成 13 年に制定された「文化芸術振興基本法」が平成 29 年に改正され、「文化芸術基本法」と名称を変えた。
- この改正において、「文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携を図った総合的な文化芸術政策の展開が求められる」と、文化芸術そのものの振興に留まらず、その各関連分野における施策が法律の範囲に取り込まれた。
- 同法に基づき、平成 30 年には「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」が策定された。

## ■文化芸術基本法の概要（文化庁「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律概要」より抜粋）

【趣旨】

1. 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと
2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

【基本理念の改正内容】

- ① 「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備
- ② 我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成
- ③ 児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性
- ④ 観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携

■「文化芸術推進基本計画－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－（第1期）」第1 我が国の文化芸術政策を取り巻く状況等 1 文化芸術の価値等 （抜粋）

○（略）文化芸術は、国民全体及び人類普遍の社会的財産として、創造的な経済活動の源泉や、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなるものであり、以下のような本質的及び社会的・経済的価値を有している。

**（本質的価値）**

- ・文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものであること。
- ・文化芸術は、国際化が進展する中において、個人の自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものであること。

**（社会的・経済的価値）**

- ・文化芸術は、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するものであること。
- ・文化芸術は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものであること。
- ・文化芸術は、科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものであること。
- ・文化芸術は、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものであること。

（注：下線は計画本文に引かれている）

■同 第2 今後の文化芸術政策の目指すべき姿 （抜粋）

目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

目標2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されている。

目標3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

## ■データに見る宮城県・仙台市の音楽・舞台芸術の状況

### ①全国における宮城県の位置づけ

令和元年（2019年）において、宮城県は全国都道府県中で、音楽公演回数で8位、舞台芸術公演回数で10位を占めている。この多くは仙台市において行われており、かなり大きな市場があるといえる。

音楽公演県別順位（上位15都道府県）

公演回数	単位：回	動員数	単位：千人
	2019年		2019年
全国合計	61,068	全国合計	54,973
東京都	22,811	東京都	14,881
大阪府	7,097	大阪府	8,457
愛知県	5,304	愛知県	4,390
神奈川県	2,746	埼玉県	4,348
福岡県	2,524	神奈川県	4,194
北海道	2,206	福岡県	3,154
兵庫県	1,844	千葉県	2,343
<b>宮城県</b>	1,660	北海道	2,196
京都府	1,330	兵庫県	1,314
広島県	1,120	<b>宮城県</b>	1,174
埼玉県	1,019	広島県	837
千葉県	1,007	新潟県	614
静岡県	709	静岡県	597
岡山県	654	京都府	575
新潟県	641	茨城県	450

舞台芸術公演県別順位（上位15都道府県）

公演回数	単位：回	動員数	単位：千人
	2019年		2019年
全国合計	74,806	全国合計	27,857
東京都	48,142	東京都	13,739
大阪府	9,486	大阪府	4,336
京都府	2,566	兵庫県	1,650
愛知県	2,106	福岡県	1,255
福岡県	1,856	愛知県	1,099
兵庫県	1,729	神奈川県	953
神奈川県	1,270	京都府	795
千葉県	1,231	埼玉県	581
北海道	1,113	北海道	523
<b>宮城県</b>	759	千葉県	424
埼玉県	671	<b>宮城県</b>	325
沖縄県	425	広島県	237
愛媛県	324	静岡県	134
広島県	310	新潟県	117
秋田県	304	長野県	101

出典）「ライブ・エンタテインメント市場規模の調査」ぴあ（株）・ぴあ総研、2020年  
注：動員数とは公演回数×会場キャパシティである

### ②東北における宮城県の位置づけ

令和元年（2019年）の音楽、舞台芸術の公演回数・動員数において、東北6県の合計に占める宮城県の割合は、公演回数で音楽56%、舞台芸術57%、動員数で音楽62%、舞台芸術54%である。宮城県は東北では他5県の合計を上回る大きな規模を有している。

東北6県の実績（2019年）

ジャンル	単位：回		単位：千人	
	音楽	舞台芸術	音楽	舞台芸術
項目	公演回数	動員数	公演回数	動員数
青森県	186	237	76	51
岩手県	340	156	74	50
<b>宮城県</b>	1,660	1,174	759	325
秋田県	192	72	304	98
山形県	205	83	39	23
福島県	368	172	83	53
合計	2,951	1,894	1,335	599

東北6県の割合（2019年）

ジャンル	単位：%			
	音楽		舞台芸術	
項目	公演回数	動員数	公演回数	動員数
青森県	6%	13%	6%	8%
岩手県	12%	8%	6%	8%
<b>宮城県</b>	56%	62%	57%	54%
秋田県	7%	4%	23%	16%
山形県	7%	4%	3%	4%
福島県	12%	9%	6%	9%
合計	100%	100%	100%	100%

出典）「ライブ・エンタテインメント市場規模の調査」ぴあ（株）・ぴあ総研、2020年

### ③文化行動における仙台大都市圏の位置づけ

○ 文化活動の行動率で見ると、仙台大都市圏は関東大都市圏や近畿大都市圏には及ばないものの、高い活動率となっている。

音楽会などによるクラシック音楽鑑賞  
(行動者率、%)

関東大都市圏	13.08
近畿大都市圏	10.31
札幌大都市圏	9.84
<b>仙台大都市圏</b>	<b>9.77</b>
静岡・浜松大都市圏	9.39
中京大都市圏	9.30
北九州・福岡大都市圏	9.26
広島大都市圏	8.93
熊本大都市圏	8.59
新潟大都市圏	8.54
岡山大都市圏	7.91

音楽会などによるポピュラー音楽  
・歌謡曲鑑賞 (行動者率、%)

関東大都市圏	16.55
近畿大都市圏	14.48
<b>仙台大都市圏</b>	<b>14.22</b>
静岡・浜松大都市圏	13.92
広島大都市圏	13.37
中京大都市圏	13.04
新潟大都市圏	12.86
札幌大都市圏	12.81
北九州・福岡大都市圏	12.11
岡山大都市圏	11.70
熊本大都市圏	10.38

演芸・演劇・舞踊鑑賞(テレビ、電子機器を除く)  
(行動者率、%)

関東大都市圏	18.22
近畿大都市圏	16.51
中京大都市圏	14.75
<b>仙台大都市圏</b>	<b>13.29</b>
札幌大都市圏	13.23
広島大都市圏	12.78
北九州・福岡大都市圏	12.71
岡山大都市圏	12.53
熊本大都市圏	11.79
静岡・浜松大都市圏	11.38
新潟大都市圏	10.50

楽器の演奏  
(行動者率、%)

関東大都市圏	13.17
中京大都市圏	11.54
近畿大都市圏	11.06
<b>仙台大都市圏</b>	<b>10.86</b>
広島大都市圏	10.80
熊本大都市圏	10.62
静岡・浜松大都市圏	10.58
札幌大都市圏	10.43
北九州・福岡大都市圏	9.79
岡山大都市圏	9.70
新潟大都市圏	8.71

出典) 総務省統計局「平成28年度社会生活基本調査結果」から作成(調査は2016年実施)

#### ■II大都市圏( )内は中心市

- ・札幌大都市圏(札幌市)
- ・仙台大都市圏(仙台市)
- ・関東大都市圏(さいたま市, 千葉市, 東京都特別区部, 横浜市, 川崎市, 相模原市)
- ・新潟大都市圏(新潟市)
- ・静岡・浜松大都市圏(静岡市, 浜松市)
- ・中京大都市圏(名古屋市)
- ・近畿大都市圏(京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市)
- ・岡山大都市圏(岡山市)
- ・広島大都市圏(広島市)
- ・北九州・福岡大都市圏(北九州市, 福岡市)
- ・熊本大都市圏(熊本市)

■仙台市における主要ホール施設

音楽・舞台芸術の場となる仙台市内の主なホール系施設

(注：令和4年7月時点。臨時休館中の施設を含む。括弧内の数字の意味は特性欄に記載)

規模 特性	～500席	501～1,000席	1,001～1,500席	1,501～2,000席	2,001席～
音楽指向 (客席数)	宮城野区文化センター・パトナホール(384) ★宮城学院ハンセン記念ホール(300) ★常盤木学園高校シュトラウスホール(300) ●ivy-Hall(100)	青年文化センター・コンサートホール(802) ★東北福祉大学音楽堂けやきホール(739)	★東北大学萩ホール(1,235)		
演劇指向 (客席数)	宮城野区文化センター・パトナシアター(198) せんだい演劇工房10-BOX・box1(80) 能-BOX(100)	青年文化センター・シアターホール(584)			
多目的 (客席数)	市民会館・小ホール(500) イズミティ 21・小ホール(408) 戦災復興記念館・記念ホール(270) ■シルバーセンター・交流ホール(304) ■福祉プラザ・ふれあいホール(302)	●電力ホール(1,000) 若林区文化センター(700) 太白区文化センター(674) 広瀬文化センター(600) ■国際センター・ホール(1,000)	イズミティ 21・大ホール(1,456) 市民会館・大ホール(1,265)	◆宮城県民会館(1,590)	仙台サンプラザホール (可変最大2,710席)
フリー スペース (定員)	メディアテーク・オープンスクエア(300) 青年文化センター・交流ホール(300) ■エル・パーク仙台ギャラリーホール(248) ■エル・パーク仙台スタジオホール(190)				
ライブ スペース ・ ライブ ハウス  (収容人数) ※スタン ディングが 基本	●仙台 CLUB JUNK BOX(450) ●live studio ripple(400) ●Darwin(367) ●Club SHAFT(300) ●SQUALL(250) ●仙台 MACANA(250) ●LIVE HOUSE enn 2nd (250) ●誰も知らない劇場(154) ●space Zero(150) 収容人数 150 人未満は省略	●Rensa(700)	●仙台 PIT(1,451)	●SENDAI GIGS (1,560)	※その他 ●ゼビオアリーナ仙台(4,009 席) ■夢メッセみやぎ展示ホール(7,500 m <sup>2</sup> ) ■夢メッセみやぎ西館ホール(598 m <sup>2</sup> ) 市外:◆宮城県運動公園総合体育館(7,063 席) 市外:◆宮城県運動公園宮城スタジアム(49,133 席)

無印は文化を目的に整備された市有施設 ■：他の行政目的で整備されホールを有する市有施設 ◆：県有施設 ★：大学施設 ●：民間施設

■政令指定都市における2,000席規模ホールの状況（1,800席から2,500席程度までのホール）

都市名	ホール名（主ホール）	席数	特性	年	併設ホール 管理運営組織
札幌市	札幌コンサートホール（市） （Kitara）	2,020	音楽専用	1997	音楽専用 459 席 指定：（公財）札幌市芸術文化財団
	札幌市民交流プラザ（市） 札幌芸術劇場	2,302	多機能劇場	2018	平土間 228 席 指定：（公財）札幌市芸術文化財団
仙台市	当該規模の公共ホールなし				
新潟市	新潟市民芸術文化会館（りゅーとびあ）コンサートホール	2,000	音楽専用	1998	劇場 903 席、能楽堂 387 席 指定：（公財）新潟市芸術文化振興財団
さいたま市	さいたま市文化センター 大ホール	2,006	多目的	1985	多目的 340 席 指定：（公財）さいたま市文化振興事業団
	埼玉県産業文化センター （ソニックシティ）	2,505	多目的	1988	多目的 496 席 指定：（公財）埼玉県産業文化センター
千葉市	千葉県文化会館 大ホール	1790	多目的	1967	多目的 252 席 指定：（公財）千葉県文化振興財団
川崎市	川崎市スポーツ・文化総合センター（カルッツかわさき）	2,013	多目的	2017	スポーツ施設と複合 指定：（株）アクサス川崎
	川崎シンフォニーホール（市） （ミュージア）大ホール	1,997	音楽専用	2004	多目的 150 席 指定：川崎市文化財団グループ
横浜市	横浜みなとみらいホール（市） 大ホール	2,034	音楽専用	1998	音楽専用 444 席 指定：（公財）横浜市芸術文化振興財団
	神奈川県立県民ホール本館 大ホール	2,493	多目的	1975	多目的 433 席 指定：（公財）神奈川芸術文化財団
相模原市	相模原市文化会館 大ホール	1790	多目的	1990	平土間 240 席 指定：（公財）相模原市民文化財団
静岡市	静岡市文化会館 大ホール	1,978	多目的	1978	多目的 1,184 席 指定：静岡市文化振興財団共同事業体
浜松市	アクトシティ浜松（市） 大ホール	2,336	多機能劇場	1994	音楽専用 1,030 席 指定：（公財）浜松市文化振興財団
名古屋市	名古屋市民会館	2,296	多目的	1972	多目的 1149 席 指定：共立・名古屋共立共同事業体
	愛知芸術文化センター（県） 愛知県コンサートホール 愛知県芸術劇場	1,800 2,480	音楽専用 多機能劇場	1992	平土間 330 席 指定：（公財）愛知県文化振興事業団
京都市	京都会館（市） メインホール	2,005	多目的	2016 改修	多目的 716 席、平土間 200 席 指定：（公財）京都市音楽芸術文化振興財団
	京都コンサートホール（市） 大ホール	1,839	音楽専用	1995	音楽専用 514 席 指定：（公財）京都市音楽芸術文化振興財団
大阪市	当該規模の公共ホールなし				
堺市	堺市民芸術文化ホール（市） （フェニーチェ堺）大ホール	2,000	多機能劇場	2019	多目的 312 席、平土間 220 席 指定：（公財）堺市文化振興財団
神戸市	神戸文化ホール（市） 大ホール	2,043	多目的	1973	多目的 904 席 指定：（公財）神戸市民文化振興財団
岡山市	岡山シンフォニーホール（市） 大ホール	2,001	音楽専用	1991	平土間 200 席、土間 100 席 指定：（公財）岡山文化芸術創造
	参考：岡山芸術創造劇場（市）整備中		多機能劇場	1,750 席	
広島市	広島市文化交流会館	2,001	多目的	1985	指定：広島アートウィンド運営企業体
北九州市	北九州ソレイユホール（市）	2,008	多目的	1984	ホテル等併設 普通財産 業務委託：（株）ケイミックスパブリックビジネス
福岡市	福岡県国際文化情報センター （アクロス福岡）福岡シンフォニーホール	1,874	音楽専用	1995	平土間 900 席、円形 100 席 指定：（公財）アクロス福岡
	参考：福岡市拠点文化施設整備中		多機能劇場	2,000 席	
熊本市	熊本県立劇場 コンサートホール	1,810	音楽専用	1982	劇場 1,172 席 指定：（公財）熊本県立劇場
	熊本城ホール（市） メインホール	2,304	多機能劇場	2019	多目的 750 席 指定：熊本城ホール運営共同事業体

注：（公社）公立文化施設協議会会員施設で、実演芸術の利用を想定し、固定舞台、固定座席を有するホールを対象。一般的に大型ホールとされる1,800～2,500席程度を採録した。また、現在整備中のホールを参考として示した。  
注：多機能劇場とは従来の多目的ホールよりも実演芸術への設備機能が高く、舞台が広い施設を区別して記載した。

## ■東北地方における2,000席規模ホールの状況

東北地方各県の2,000席規模のホールの現状と計画

県	施設名	座席数	2020年1月1日 総務省住民基本台帳人口
青森県	青森市文化会館 大ホール（1982年開館） （多機能ホール）	2,037席	青森県 1,253,958人 青森市 277,378人
岩手県	岩手県民会館 大ホール（1973年開館） （多機能ホール）	1,993席	岩手県 1,213,473人 盛岡市 285,205人
秋田県	あきた芸術劇場 大ホール（2022年9月開館予定） （多機能ホール）	2,015席	秋田県 967,426人 秋田市 304,056人
山形県	山形県総合文化芸術館 大ホール（2020年4月開館） （多機能ホール）	2,001席	山形県 1,062,292人 山形市 242,284人
福島県	郡山市民文化センター 大ホール（1984年開館） （多機能ホール）	2,004席	福島県 1,847,880人 郡山市 318,437人
	参考 いわき芸術文化交流館（アリオス）（2008年開館） （多機能ホール）	1,840席	いわき市 318,490人
宮城県 （計画）	宮城県民会館（建替）大ホール（2029年ごろ）	2,000-2,300 席程度	宮城県 2,259,562人 仙台市 1,052,299人

注：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

### 3. 仙台市音楽ホール検討懇話会及びその後の経緯

#### (1) 仙台市音楽ホール検討懇話会での検討と報告書

##### ①検討懇話会までの経緯

- 市民の要望に基づき（仮称）仙台市音楽堂の整備検討が進められ、平成4年に基本構想、平成8年に基本計画が策定されるが、実現には至らなかった。
- 東日本大震災の復興過程において、音楽の持つ力が広く市民に認識されるようになり、整備に向けた気運が高まりを見せた。仙台経済同友会では、平成24年の「震災復興第三次提言」の中に『文化施設の建設』が記載され、以降の提言においても音楽ホール整備に関する事項が盛り込まれている。また、平成26年には仙台経済同友会、仙台商工会議所、東北経済連合会、みやぎ工業会が連携し、「音楽ホール建設基金創設発起人会」が発足。平成27年には、地元音楽団体を中心に、市民主体の推進組織「楽都・仙台に復興祈念『2,000席規模の音楽ホール』を！市民会議」が発足した。
- こうした動きを踏まえ、平成29年11月に仙台市音楽ホール検討懇話会（以下「懇話会」という）を設置。平成31年3月に報告書が提出された。

##### ■仙台経済同友会提言（抜粋）

≪2012年(平成24)9月25日 震災復興第三次提言≫

##### 5. 心の復興と、震災の風化防止の象徴となる文化施設の建設

震災は人々の心にも大きな傷跡を残した。被災地の真の復興は、人々の心の復興なしにはあり得ない。震災後、日々の暮らしに追われる被災者の心の潤いを与えたのが、音楽や芸術だった。

震災の辛い体験や、未来を信じて立ち上がった人々の底力を確認し合い、震災の教訓を未来へと語り続けていくことを誓うため、仙台市に震災復興の象徴となる文化施設を建設し、メモリアル事業を継続実施していくことを提案する。

≪2013年(平成25)10月1日 震災復興第四次提言≫

##### 3. こころの復興のための音楽ホールの建設

世界レベルの音響設備を有する音楽ホールを建設することで、世界中の交響楽団の招聘が可能になり、交流人口の増加と都市機能向上を目指す。仙台経済同友会として3年間で10億円を目標に「音楽ホール建設基金」を創設する。

≪2014年(平成26)12月18日 震災復興第五次提言≫

##### 5. 復興予算の継続と「こころの復興」を支援する施策の実施

本格的な復興は緒に就いたばかりであり、風化や風評の防止や創造的な復興を後押しする復興予算の継続を強く望む。仙台経済同友会として被災地における「こころの復興」の



ために、音楽ホールの建設や復興感謝国際女子マラソンの実現に向けた努力を継続する。

《2017年(平成29)3月24日 震災復興第六次提言》

【音楽ホール】

仙台市ひいては宮城県、東北におけるこころの復興の象徴として、また復興の真のレガシーとして長く存続するためにも、2021年の竣工と震災後10年を象徴する「こけら落とし公演」の開催を強く望む。

《2019年(令和元)11月27日 地方創生提言》

【音楽ホールの早期建築】

当会が中心となり提言してきた音楽ホール建設については、従前から主張しているクラシック音楽専用で2000席規模のホールを要望する。東北の中核都市として東北及び関東圏からの誘客を見込み、仙台駅から徒歩圏内に建設するべきである。

《2020年(令和2)12月22日 仙台まちづくり提言》

【音楽ホールの建設立地】

交流人口拡大及び人々の回遊性を考慮した建設立地を改めて求める。音楽ホールは訪れるひとのために、周辺のにぎわいと一体で考えるべきであり、そのためには定禅寺通り周辺が望ましい。

## ■「楽都・仙台に復興祈念『2000席規模の音楽ホール』を！市民会議」設立趣意書(抜粋)

この市民会議に参加する音楽団体は、東日本大震災直後から音楽による復興支援に取り組んできました。こうした活動の積み重ねに対して、音楽が果たすべき新たな社会的役割を開拓していると、国内外から大きな賛辞と高い評価が寄せられています。

そして私たちは、音楽の力による「心の復興」をさらに実りあるものにするには、震災後多くの方々がその必要性を指摘している「国内外の音楽の力を集めることのできる音楽ホール」の存在こそが、大きな鍵になると考えるに至りました。

広く被災地域の力を結集して建設する音楽ホールは、被災地域のみならず楽都・仙台の復興のシンボルとしてもふさわしいものと確信しています。これが、クラシック等に優れた音楽環境を有する2000席規模の音楽ホールを仙台市中心部に建設することを提案する所以です。国内の主要な都市にはすでに2000席規模の音楽ホールが整備されていることも事実です。

(中略)

しかし、音楽ホール建設には多額の建設費用を要することなど克服すべき多くの課題があることも事実です。そこで、これまで音楽ホールの必要性を訴えてきた音楽関係者が集い、音楽ホール建設への輪をさらに拓げるべく「楽都・仙台に復興祈念『2000席規模の音

楽ホール』を！市民会議」を結成することとしました。

今後、復興に「音楽の力」を役立てるため、そして子どもたちに豊かな音楽文化を伝えるため、音楽団体を中心に、演奏者、音楽の力を大切にする県民・市民が結集し、関係団体との密接な連携のもと、新たな音楽ホールの実現を強く訴えるとともに、この取り組みに対する県民・市民の幅広いご支持をいただくための様々な活動を展開してまいります。

皆さまの力強いご賛同と確かなご支援をお願いいたします。

平成 27 年 9 月 8 日

呼びかけ人 一般社団法人 仙台オペラ協会 芸術監督兼演奏部会代表 佐藤淳一  
公益財団法人 音楽の力による復興センター・東北 代表理事 大滝精一  
代表理事 大澤隆夫  
宮城県合唱連盟 理事長 今井邦男  
宮城県吹奏楽連盟 会長兼理事長 三塚尚可

## ②検討懇話会報告書の概要

### ◆理念（設置目的）

#### 「誰もが集い、交流する、広場としての文化施設」

### ◆目的とねらい

- (1) 市民に支えられた楽都をさらに高める
- (2) 文化芸術を介したまちづくりを進める
- (3) 復興の力となった文化力を社会に活かす

### ◆機能

- (1) 公演・鑑賞・発表機能
  - 多様な実演芸術の公演・鑑賞の機会を提供する。市民の多様な実演芸術活動の発表の場とする。
- (2) 創造・創作・練習機能
  - 公演・発表に至る、創造のプロセスを重視し、一連のものとして支援する。
- (3) 文化力発揮機能
  - 震災復興過程で発揮された文化芸術の力を地域課題の解決やコミュニティの活性化などにつなげていく。
- (4) まちづくり機能
  - まちの活性化や特徴づくり、集客や回遊の拠点となるなど、まちの価値を高めていく役割を担う。
- (5) 交流機能
  - 誰もが集い、憩い、賑わう場とし、広域的な都市文化観光の拠点、集客・交流

の拠点となる。

(6) 人材育成機能

- 文化力を社会に活かしていくための人材の育成を図り、多様な場で活躍できるようにする。

◆施設部門構成

ホール部門 ○大ホール:2,000 席規模の生の音源に対する音響重視の高機能多機能ホール(7,500 m <sup>2</sup> 程度) ○小ホール:300~500 席程度の、多様な表現活動に対応できる多機能ホール(1,400~1,600 m <sup>2</sup> 程度)	8,900 ~9,100 m <sup>2</sup>
創作・練習部門 ○音楽リハーサル室(450 m <sup>2</sup> 程度) ○舞台芸術リハーサル室(500 m <sup>2</sup> 程度)、 ○稽古場・練習室群(520~570 m <sup>2</sup> 程度) ○製作工房、録音スタジオ、倉庫など(230~380 m <sup>2</sup> 程度)	1,700 ~1,900 m <sup>2</sup>
まちづくり部門 (文化力部門) ○エントランス広場:開放的で多彩な催事も開催可能な十分な広さのあるエントランスロビー。目的がなくても滞在できる憩いの場 ○サービス施設:周囲に開かれたオープンカフェ、アートカフェ、ショップなど ○文化力を活用するための諸室:ワークショップルーム、オープンアトリエ、子どものアトリエ、工房、講座室など、復興過程で発揮された文化芸術の力を継承・発揮させ、社会課題の解決に取り組む活動とするための場 ○交流スペース:表現技術の革新などによる実演芸術等の広がりに対応した展示・催事などを通して交流する場 ○その他:立地、敷地等の条件によるが、屋外映像施設、パフォーマンス広場、縁日・お祭り広場など屋内外空間を活用した施設を検討する	2,750 ~4,050 m <sup>2</sup>
運営・協働部門 ○施設管理運営諸室:管理事務室、防災センターなど施設を管理運営していくための施設管理運営諸室 ○地域連携推進諸室:文化芸術によるまちづくり推進、社会課題への活用などを行う地域連携推進室など	1,550 ~1,750 m <sup>2</sup>
その他共通動線等	12,100~13,200 m <sup>2</sup>
合計 (延床面積) ※必要となる建築面積の想定 (9,000 m <sup>2</sup> から 11,000 m <sup>2</sup> )	27,000~30,000 m <sup>2</sup> ※附置義務駐車場を除く

【大ホールに求められる機能】

- ・ 大編成のオーケストラなど、クラシック音楽に代表される生の音源の大規模演奏でも繊細で豊かな響きを有する、優れた音響性能を持つホール
- ・ ポップスなど多様な音楽、オペラ、バレエなど総合舞台芸術、その他映像など技術を駆使した多様な表現活動を行うことができるホール
- ・ 上記それぞれに高い専門的性能を持ち (高機能)、かつ多様な実演芸術に対応できる (多機能) ホール
- ・ これまで実現できなかった文化芸術に関する全国大会、国際的大会などが適切に開催できる 2,000 席規模のホール

## (2) 懇話会報告書以降の取り組み、周辺の状況

### ①更新される宮城県民会館大ホールとの役割分担

- 懇話会報告書が出された翌年の令和2年3月に「宮城県民会館整備基本構想」が、令和3年3月には、県民会館と宮城県民間非営利活動プラザの複合施設としての基本構想である「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想」が宮城県より公表され、以下のとおり大ホールの機能概要が示された。

国内外の著名なアーティストによるポピュラー音楽や大型ミュージカルをはじめとした各種公演及び大会・集会利用を想定し、劇場型（プロセニウム形式）で、客席数は2,000～2,300席程度の電気音響を重視しテクノロジーの進化に対応した多目的ホールとします。 「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想」（2021年3月）P22

- 音楽ホールは、生の音源の音響（建築音響）を重視し、素の身体表現の視認性にも優れた高機能多機能ホールを有し、プロフェッショナルも市民も使いやすく、仙台がこれまで蓄積してきた文化芸術資源をより一層発展させていく内発的な創造・育成の拠点となることを想定している。
- 音楽ホールと県民会館は規模面ではいずれも2,000席規模のホール施設を想定しているものの、上記により、ハードの特性・性能面、ソフトの運営面での役割分担を図る。

### ②音楽ホールの需要想定調査

- 令和2年度、県民会館が更新されることを前提に、音楽ホール大ホールがどの程度利用されるのかを想定するため、需要調査を行った。
- 需要調査の結果、音楽ホールの想定利用日数は、自主事業なども加えると273日であり、十分な需要が見込まれることを確認した。

### ■音楽ホール大ホールの需要想定調査の概要

- 更新される宮城県民会館大ホールとの役割分担を前提とし、音楽ホール大ホールがどの程度利用されるのかを想定するために需要調査を行った。この段階で可能な方法として、現在実際に仙台で行われている催事の内、音楽ホール大ホールが提供するこれまで仙台にはない質の高い環境で活動することが望まれる催事は、音楽ホールに移行するという仮説を置き、需要を想定した。
- この調査の前提として、音楽ホール大ホールの運営についての基本方針と催事の移行基準を設定した。

## 1) 音楽ホール大ホールの運営についての基本的方針

- ① コンサートホールに匹敵する音響性能を生かし、生の音源の響きの音楽とそれを生かした身体表現など素の人間の力を発揮する総合舞台芸術、これらの実演芸術を振興する場とする。
- ② プロであれ市民であれ、仙台に根差し、仙台で活動する実演芸術活動をより一層発展させる。仙台の内側にある力を生かし、仙台の文化芸術を振興していく創造と発信の拠点とする。
- ③ 児童生徒や若者などを育む人材育成に重点を置くとともに、未来に向けて文化芸術の可能性を広げ、復興のレガシーを築いていく。そのために、高い専門性を有するとともに市民と協働して取り組む文化芸術の場とする。

## 2) 音楽ホール大ホールへの移行基準

- ① プロフェッショナルによるオーケストラ、合唱、吹奏楽などの音楽活動で、ホールの有する優れた音響特性を生かす活動。
- ② プロフェッショナルによるオペラやバレエ、ダンスなどの総合舞台芸術で、ホールの有する優れた音響特性や舞台設備を生かす活動。
- ③ 市民によるオーケストラ、合唱、吹奏楽などの音楽活動、オペラやバレエ、ダンスなどの総合舞台芸術活動で、ホールの有する優れた音響特性や舞台設備などによって効果的な公演となると想定される一定規模以上の活動。
- ④ 学校等教育機関におけるオーケストラなどの音楽活動や、ダンスなどの総合舞台芸術による芸術鑑賞会や発表会。
- ⑤ オーケストラ、合唱、吹奏楽などの音楽活動、オペラやバレエ、ダンスなどの総合舞台芸術活動で、県域、東北地域、全国などを対象とする大会。
- ⑥ 音楽劇やミュージカルなどの実演芸術活動で、ホールの有する音響特性や舞台設備などによって効果的な公演となると想定される活動。
- ⑦ 楽都事業である、仙台フィルハーモニー管弦楽団の公演、仙台国際音楽コンクール、仙台クラシックフェスティバル、仙台ジュニアオーケストラ等の活動で、音楽ホールで行うことにより、更に効果的な成果を挙げることができると考えられる活動。

注) データを収集したホールにおいて、公演に付随して行われる公演日前日のリハーサル、仕込みや準備などは公演本番とあわせて移行すると想定している。公演に付随しない練習活動については、移行を想定していない。

- 調査では、コロナ禍の影響を避けかつ最新のデータを把握するために平成31(令和元)年1月から12月まで(休館期間を含む場合は他年の同期間)の催事データを対象とした。
- 調査の結果のまとめは以下の表の通り。市内各ホール施設の催事の中から、音楽ホールへの移行基準に沿う催事を選定し、これに自主事業などを加えると273日あり、十分な需要が見込まれる。
- なお、今回の需要想定には含まれていないが、3年に一度開催される仙台国際音楽コンクールは26日程度、施設全体を使って行われることが想定される。

音楽ホール大ホールの需要（利用が想定される日数）

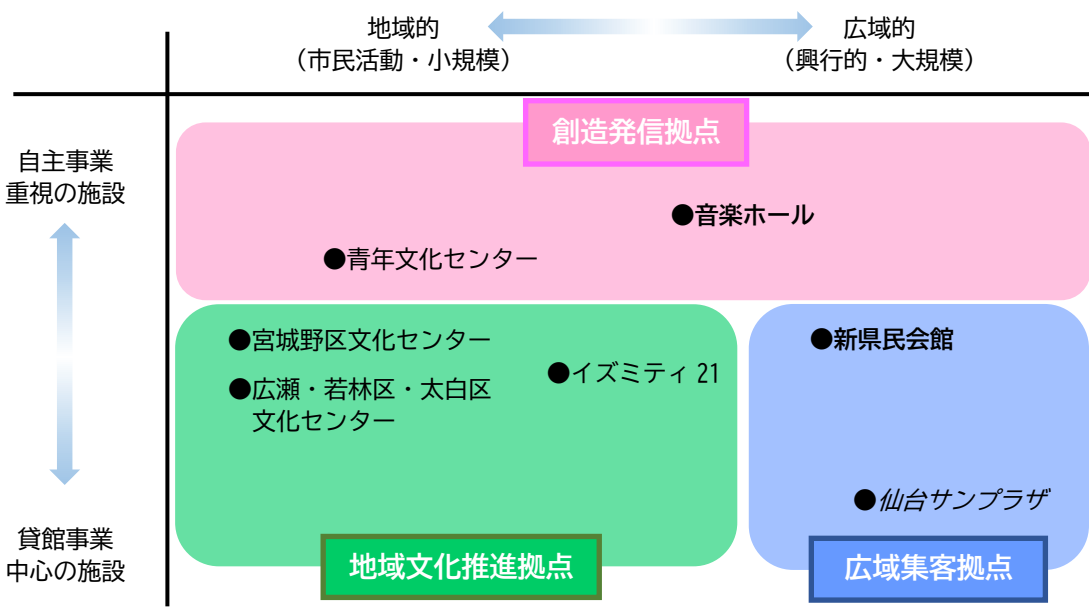
利 用 想 定		日 数
音楽ホール大ホールへの移入元施設		
	仙台サンプラザホール	8
	宮城県民会館	55
	市民会館大ホール	15
	イズミティ21大ホール	55
	青年文化センターコンサートホール（仙台フィル関係以外）	38
	青年文化センターコンサートホール（仙台フィル関係）	41
	名取市文化会館	9
	多賀城市民会館	15
	岩沼市民会館	3
小 計		239
自主事業など		34
合 計		273

注：市内ホールのうち、民間施設である電力ホール、大学施設である東北大学川内萩ホールについては、今回の調査の対象には含めていない。

③音楽ホール整備に伴う市内ホール施設の体系の整理

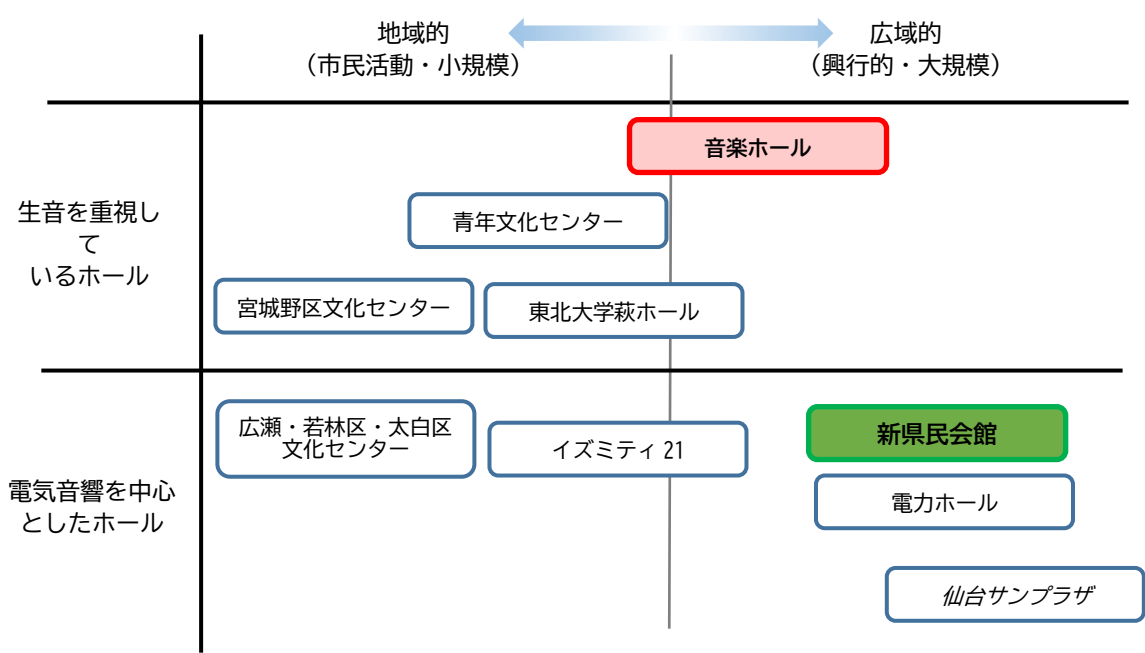
- 令和2年度、音楽ホール整備および宮城県民会館建替の検討が進んでいることや既存ホール施設の老朽化などを踏まえ、市内ホール施設の体系の整理を行った。
- 「施設の位置づけや役割に着目した分類による将来体系像」「メインホールの性能に着目した分類による将来体系像」の2つの視点で整理を行った。
  - ▶ 音楽ホールは、前者の分類においては新たな文化芸術の創造・発信に積極的に取り組むとともに、それらを担う人材を育成する「創造発信拠点」と位置づけた。後者の分類においては、現状では仙台に整備されていない「広域的利用に対応可能な生音重視のホール」に位置づけている。
  - ▶ 市民会館及び戦災復興記念館については、音楽ホールが開館した後、「施設の更新を行わない検討を進めることが望ましい」とした。
  - ▶ 仙台サンプラザは東北のポップス公演の主要拠点となっているが、設備等の老朽化対策が必要な時期が来ており、「将来的な改修・維持費負担の問題などと合わせて、施設のあり方について引き続き検討が必要」とした。

### 施設の位置づけや役割に着目した分類による将来体系像



創造発信拠点	地域文化推進拠点	広域集客拠点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽の都・楽都や演劇の都・劇都を掲げる本市の文化芸術振興の中核拠点。</li> <li>・劇場法において求められている新たな文化芸術の創造・発信に積極的に取り組むとともに、それらを担う人材を育成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域文化の振興、コミュニティ活性化の拠点。</li> <li>・居住地の近隣に所在することにより、市民が身近に文化芸術に触れ、自ら活動する場となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外を視野に展開される大規模な文化芸術公演の開催拠点。</li> <li>・東北を代表する良質な鑑賞の場となり、東北をはじめとする市外各地からの集客に資する。</li> </ul>

### メインホールの性能に着目した分類による将来体系像



#### ④コロナ禍、Society5.0など社会経済環境の変化

- 新型コロナウイルス感染症の流行は、文化芸術にとって、その根幹を揺るがす大変深刻な事態であった。あらゆる実演芸術の活動はひとたび休止・縮小を余儀なくされたが、関係者の努力もあり、公演再開に向けた動きが進んできている。
- 本市では令和2年度にコロナ禍の影響に関する事業者等へのヒアリング調査を実施したが、総じて、実演芸術公演は令和4年頃にはコロナ前の水準を取り戻すとの見解であった。オミクロン株の流行など、ヒアリング当時には想定していなかった状況の変化もあったものの、令和4年6月現在、政府のイベントの収容人数・収容率制限は大幅に緩和されており、参加者数5,000人以下であれば大声が生じない対策を講じることで、それ以上の規模のイベントでも安全計画を策定することで収容率100%での開催が可能になっている。令和4年3月までにイベント開催制限が完全撤廃されることを前提に推計された「ライブ・エンタテインメント市場規模：将来推計」(令和3年9月ぴあ総合研究所(株)発表)によれば、令和5年にはコロナ前の水準に回復し、その後安定的に成長すると推計されている。
- 一方で、コロナ禍によりオンライン配信等、デジタル技術の活用が急速に普及し、文化芸術の創造・発信・参加・鑑賞の新しい形をもたらした。
- VR(仮想現実)、AR(拡張現実)、MR(複合現実)などの普及が進み、政府がSociety5.0を提唱するなど、デジタル技術や通信技術の飛躍的な進歩が社会に大きな影響をもたらしつつある。文化芸術の領域における新たな技術の活用も進んでいる。

##### Society 5.0とは

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)  
狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。  
(内閣府ホームページより)

- 文化芸術は東京一極集中が極めて高い分野であるが、コロナ禍を契機に、文化芸術の創造活動を地方拠点に分散させる「分散型社会への転換」が求められるとの提言もなされている(「(提言)ポストコロナ社会に向けて」ポストコロナ兵庫会議、令和2年7月)。

#### ■コロナ禍によるイベント開催制限等

- 令和4年7月15日現在、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室が示す感染状況に応じたイベント開催制限等については、以下のように示されている。



### 感染状況に応じたイベント開催制限等について

		安全計画策定（注1）	その他 （安全計画を策定しないイベント）
下記以外の 区域	人数上限(注2)	収容定員まで（注3）	5,000人又は収容定員50%のいずれ か大きい方
	収容率上限 (注2)	100%（注4）	大声なし：100% 大声あり：50%
重点措置 区域	人数上限(注2)	収容定員まで（注3）	5,000人
	収容率上限 (注2)	100%（注4）	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態 措置区域	時短	原則要請なし（注5）	原則要請なし（注5）
	人数上限(注2)	10,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可) (注6)（注7）	5,000人
	収容率上限 (注2)	100%（注4）	大声なし：100% 大声あり：50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能  
 (注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）  
 (注2) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）  
 (注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする  
 (注4) 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提  
 (注5) 都道府県知事の判断により要請を行うことも可能  
 (注6) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする  
 (注7) 都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

#### 【収容率の目安判断に当たっての留意事項等について】

収容率の目安判断に当たり、「大声」を「観客等が、(ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

<大声の具体例> ○観客間大声・長時間の会話

○スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱

※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。

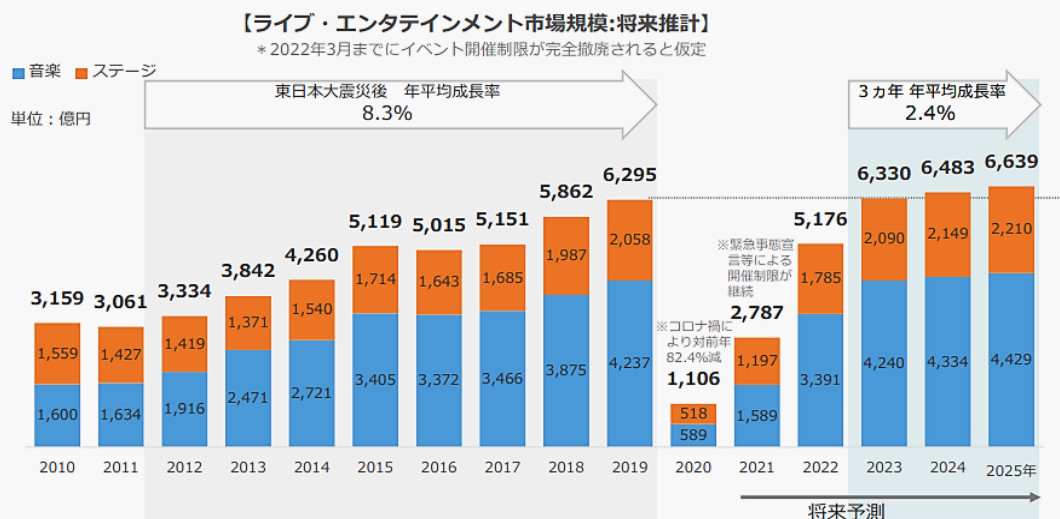
※「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和4年7月15日付内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡）」より

## ■ライブ・エンタテインメント市場規模将来予測



### ライブ・エンタテインメント市場規模推移予測

2022年3月までにイベント開催制限が解除されると仮定すると、ライブ・エンタテインメント市場規模は、2022年から急速に再起し、2023年にはコロナ前を上回る水準に復活するとみられる。



※ぴあ総合研究所（株）広報資料より